

○鴻巣市地域保健推進協議会条例

平成 23 年 3 月 30 日条例第 9 号

改正

平成 25 年 3 月 28 日条例第 8 号

平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号

平成 31 年 3 月 28 日条例第 1 号

鴻巣市地域保健推進協議会条例

(設置)

第 1 条 市民の健康の保持及び増進に関する事項を調査審議するため、鴻巣市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市町村健康増進計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他健康の保持及び増進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 自治会連合会の代表者
- (3) 民生委員・児童委員協議会連合会の代表者
- (4) 教育関係団体の代表者
- (5) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第2項第1号の規定により委嘱されている委員は、その任期中に限り、なお従前の例により委嘱されているものとみなす。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。